

令和5年第5回 教育委員会会議 定例会 会議録

1 日時 令和5年3月22日(水) 11時37分～12時30分

2 場所 教育委員会会議室

3 出席者

教育長 武井政一

委員 上田敬子(議長)、大隈恵子、高石双樹

事務局職員

教育部長(山田哲史)、教育総務課長(梶原康治)、
学校教育課長補佐(吉村浩一、平田隆輔、野見山和久)、学校給食課長(宮本敏行)、
生涯学習課長(安藤孝市)、生涯学習課長補佐(石川律子)、文化課長(坂口信治)、
文化課文化財保護推進室長(原孝徳)

書記

教育総務課総務係長(大久保恵子)、教育総務課総務係員(赤坂夏歩)

4 案件

(1) 議決事項

議案第8号 令和5年度飯塚市教育施策要綱

議案第9号 飯塚市教育委員会が管理する個人情報保護に関する法律施行規則

議案第10号 飯塚市教育委員会職員の名称に関する規則の一部を改正する規則

議案第11号 飯塚市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

議案第12号 飯塚市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

議案第13号 教育財産の用途廃止(旧目尾児童館)

(2) 報告事項

報告第6号 令和5年第2回飯塚市議会定例会の結果について

報告第7号 第3次飯塚市教育施策の大綱について

報告第8号 飯塚市学校教育プランR5の策定について

報告第9号 第2期飯塚市立小・中学校における教職員の働き方改革プランの策定について

報告第10号 心身障がい児(生)の就学等について

報告第11号 飯塚市庄内生活体験学校臨時休館日の試行的実施の延長について

報告第12号 飯塚市文化施設活用検討委員会答申について

(3) 協議事項

① 教育行政について

◆令和5年第5回教育委員会会議 定例会 会議録

(開催日時：令和5年3月22日(水) 11時37分～12時30分)

○上田委員

ただいまより令和5年第5回教育委員会会議 定例会を開会いたします。

■議案第8号 令和5年度飯塚市教育施策要綱

≪説明：教育総務課長(梶原康治)≫

議案第8号「令和5年度 飯塚市教育施策要綱」について、ご説明いたします。

議案書の1ページをお願いします。提案理由といたしましては、令和5年度飯塚市教育施策要綱を別冊のとおり定めるため、本案を提出するものでございます。

別冊となっております令和5年度 飯塚市教育施策要綱(案)をお願いいたします。まず、2月定例会の協議において、大隈委員よりいただいたご質問から説明させていただきます。2月16日に開催されました教育委員会会議定例会におきまして、大隈委員より、教育施策要綱(案)の「保育園・幼稚園と小学校との連携や研修の推進について」に関して、「研修の推進」で実際にどのような研修を実施しているのか、また今後どのような研修を行っていくのかというご質問がありました。

本市では、令和3年度に市内2つの小学校を指定校として、保育園、幼稚園、小学校が相互の連携や園児の入学後の円滑な学校生活が可能となるように協働して相互の連携体制や、教育プログラムについて実践研究してまいりました。

この研究の主な成果として、3点を挙げております。

1点目は、研究指定校での「小1プロブレム」の減少でございます。スタートカリキュラムを実施したところ、例年よりも学校への行きしぶりや、保護者からの相談数も少なくなったとの報告を受けております。

2点目は、教師の指導力の向上です。スタートカリキュラムを作成することで、その時期に育てたい子どもたちの力が明確になり、事前に必要な準備や取組を検討することが可能となりました。

3点目は、信頼できる学校づくりです。事前にスタートカリキュラムの内容を保護者に説明することで、小学校入学初期の児童への指導や支援内容を可視化することができ保護者の安心に繋がっております。

これらの成果を踏まえ、本市としては今後も保幼小の連携について、継続して取組を進めることとし、研究指定校で作成したスタートカリキュラムをモデルとして、市内全小学校で同様のカリキュラムの作成を推進していくこととしております。

令和4年度は管理職を対象とした研修会を開催し、研究指定校での研究内容を発表していただきました。令和5年度からは、各小学校を対象とした研修会を開催し、各学校にスタートカリキュラムの重要性を周知するとともに、作成についての指導を行う予定としております。

続きまして、2月定例会で説明しご協議いただきました後に変更させていただきました箇所が、1箇所ございますので、それについてご説明させていただきます。

資料の10ページをお願いいたします。「3. 生涯スポーツの推進」の「3-1 スポーツに親しめる機会の充実」の施策として「各種団体と連携したレクリエーションスポーツの推進」と記載している所です。こちらは、前回、レクリエーションスポーツの所を社会体育事業と記載しておりました。社会体育事業では、スポーツ競技等も含まれることから、年齢に関係なく誰でも楽しく続けられるスポーツという意味のレクリエーションスポーツに変更しております。

以上が前回の協議の時点から、変更させていただいた箇所のご説明となります。教育の基本理念と基本目標に基づき、各主要施策につきましては、市民の皆様の理解と協力を得ながら、計画的かつ着実に施策の推進に努めて参りたいと考えております。

最後に、配付しています資料から変更したい箇所がございます。まず、7ページですが、「10.安全・安心な教育環境の整備」の「10-1 学校危機管理の徹底」内の「新型コロナウイルス感染症対策の徹底」と記載しておりますが、感染症にはインフルエンザ等様々なものがありますので、「新型コロナウイルス感染症等」という記載に変更させていただきたいと考えております。関連して4ページの「3.健やかな体の育成」の「3-1 体力の向上」内の「新型コロナウイルス感染予防の徹底」とありますが、こちらにつきましては文言が少し違うのですが、「新型コロナウイルス感染等予防の徹底」に変更させていただきたいと思います。次に9ページの「1.現代的・社会的な課題に対応した生涯学習等の推進」の「1-4 社会教育施設の整備・運営」内の「新型コロナウイルス感染症対策の徹底」につきましても、「等」を追加する形で「新型コロナウイルス感染症等対策の徹底」に変更させていただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、議案第8号の説明を終わります。

○高石委員

細かい質問ですが、変更する「等」が入る場所は「新型コロナウイルス感染症等」対策なのか、「新型コロナウイルス等感染症」対策だったり感染予防なのか、その辺を再度整理してご説明いただければと思います。

○教育総務課長

4ページにつきましては、様々な感染に対する予防を徹底したいということで、「新型コロナウイルス感染等予防の徹底」にしたいと思います。7ページ及び9ページにつきましては、新型コロナウイルス感染症という一つの感染症のくりに「等」を入れて、「新型コロナウイルス感染症等対策の徹底」に変更したいと思います。

(原案可決(全会一致))

■議案第9号 飯塚市教育委員会が管理する個人情報の保護に関する法律施行規則

《説明：教育総務課長（梶原康治）》

議案第9号「飯塚市教育委員会が管理する個人情報の保護に関する法律施行規則」について、ご説明いたします。

議案書の2ページをお願いいたします。提案理由としましては、個人情報の保護に関する法律が改正され、飯塚市個人情報の保護に関する法律施行条例が制定されたことに伴い、教育委員会におきましても関係規定を整備するため、本案を提出するものです。

3ページをお願いいたします。現行の規則「飯塚市教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則」を廃止し、飯塚市教育委員会が管理する個人情報の保護に関する法律施行規則」を新たに制定します。4ページに廃止する現行の規則を掲載しております。

これまで、市の個人情報の取扱いは「飯塚市個人情報保護条例」に基づき運用していましたが、法律の改正により地方公共団体にも全国的な共通ルールが適用されることとなりました。そのため、「個人情報保護法」及び「飯塚市個人情報保護に関する法律施行条例」に基づき運用することになります。

今回制定する規則の内容につきましては、5ページにあります「飯塚市長が管理する個人情報の保護に関する法律施行規則」の規定の例によるものとします。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■議案第10号 飯塚市教育委員会職員の名称に関する規則の一部を改正する規則

《説明：教育総務課長（梶原康治）》

議案第10号「飯塚市教育委員会職員の名称に関する規則の一部を改正する規則」について、ご説明いたします。

議案書の10ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、飯塚市職員定数条例の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものです。

11ページの新旧対照表をお願いいたします。「飯塚市教育委員会職員の名称に関する規則の一部を改正する規則」第1条内に記載のある「飯塚市職員定数条例」につきまして、改正前の方は、「第2条第1項第5号」とありますが、「第2条第5号」と表記を変更いたします。

これは、地方公務員法の改正に伴い、現行の再任用職員についての制度が廃止されることから、条例第2条の第2項が削除され第1項のみとなり、第1項のみの「条」については「第1項」と表記をしないため、「第2条第5号」と変更するものです。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■議案第11号 飯塚市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

《説明：教育総務課長（梶原康治）》

議案第11号「飯塚市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」について説明いたします。

議案書12ページをお願いいたします。提案理由としましては、事務局組織の見直しに伴い、関係規定を整備するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号及び飯塚市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第2号の規定に基づき、本案を提出するものです。

13ページをお願いいたします。第3条「事務分掌」について、生涯学習課が、係の事務分掌について、一部改正しております。

生涯学習係の第16号を第17号とし、第15号の次に新たに16号として「嘉飯桂地域未来の地域リーダー育成事業に関すること。」を追加しております。

次に、生涯学習ひろば整備担当の第1号「体験学習施設の整備に関すること。」を「生涯学習ひろばの整備に関すること。」に改め、第2号と第3号を1号繰り下げ、第1号の次に新たに第2号として「子ども図書館の整備に関すること。」を追加しております。

以上簡単ではございますが、説明をお願いいたします。

(原案可決(全会一致))

■議案第12号 飯塚市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

《説明：文化課長（坂口信治）》

議案第12号「飯塚市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

議案書の14ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、飯塚市文化会館を運営するにあたり、附属設備利用料金及び様式等を改正するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号及び飯塚市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第2号の規定に基づき、本案を提出するものでございます。

議案書の15ページ「新旧対照表」をお願いいたします。表の右側が改正前、左側が改正後となっております。まず、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条、第13条、第16条、第19条において利用許可申請書等の様式を定めておりましたが、令和5年度より利用者の利便性向上のため予約管理システムを導入するにあたり、システムから出力される様式に柔軟に対応するため、様式を規則から削除するものです。なお、様式については別途規則以外で定めるものとします。

また、議案書18ページ別表第1の附属設備利用料のうち、大規模改修工事等に伴い、廃棄もしくは整備等を行いました設備に関する項目について内容を改めるものでございます。なお、この規則は令和5年4月1日から施行するものです。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■議案第13号 教育財産の用途廃止(旧目尾児童館)

《説明：教育総務課長(梶原康治)》

議案第13号「教育財産の用途廃止(旧目尾児童館)」について、ご説明いたします。

議案書の25ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、平成29年3月31日をもって廃校となりました旧目尾小学校内にある旧目尾児童館の建物につきまして、令和5年3月31日をもって教育財産としての用途を廃止し、市長部局へ引き継ぐため、本案を提出するものでございます。

当該跡地につきましては、今後、市長部局におきまして利活用が検討されることとなります。

なお、旧目尾小学校敷の土地と校舎、体育館等につきましては、令和2年2月13日開催の令和2年第2回定例会にて、令和2年3月31日をもって教育財産としての用途廃止をすでに行っております。

以上、簡単ではございますが議案第13号の説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■報告第6号 令和5年第2回飯塚市議会定例会の結果について

《説明：教育部長(山田哲史)》

報告第6号「令和5年第2回飯塚市議会定例会の結果」につきましてご報告させていただきます。

議案書の28ページをお願いいたします。令和5年第2回飯塚市議会定例会が、令和5年2月22日から令和5年3月17日までの24日間開催されました。そのうちの教育委員会関係の議案及び一般質問事項を次のページから掲載しております。

29ページをお願いいたします。1の議案につきまして、議案第2号「令和4年度 飯塚市一般会計補正予算(第11号)」、議案第4号「令和5年度 飯塚市一般会計予算」、議案第21号「飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例」、議案第33号「教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めること」、議案第34号「教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること」について提案し、いずれも原案どおり可決、また人事議案につきましては全会一致で同意されております。

次に、代表質問につきましては、2の代表質問事項に記載のとおり、2名の議員からそれぞれご質問がありました。

一般質問事項につきましては、3の一般質問事項に記載のとおり、3名の議員からそれぞれご質問がありました。

これらにつきましては、市議会会議録を後日配布させていただきますので、詳細につきましてはその折にご確認いただきますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

■報告第7号 第3次飯塚市教育施策の大綱について

《説明：教育総務課長（梶原康治）》

報告第7号「第3次飯塚市教育施策の大綱について」を説明いたします。

議案書の31ページをお願いいたします。「1 報告の理由」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定されます、教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱いわゆる教育施策の大綱について、令和4年度における3回の総合教育会議を経まして、「第3次飯塚市教育施策の大綱」として策定されましたので報告するものです。

委員の皆様におかれましては、活発な議論をいただきありがとうございました。

今後は、市のホームページに掲載するなど、本市の教育に関する施策について広く市民に公表・周知したいと考えております。

なお、第3次飯塚市教育施策の大綱につきましては、報告第7号別冊資料としてお手元に配付いたしておりますが、内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上、簡単ですが報告を終わります。

■報告第8号 飯塚市学校教育プランR5の策定について

《説明：学校教育課長補佐（吉村浩一）》

報告第8号「飯塚市学校教育プランR5の策定について」説明いたします。

議案書32ページをお願いいたします。本件は、令和5年度における本市の学校教育活動の方針を定める、「飯塚学校教育プランR5」を策定したため報告するものです。

別冊資料をご覧ください。令和5年度版のプランについて、概要と主な変更点について説明させていただきます。

学校教育課では、本市における教育の基本理念、基本目標を達成するために、令和5年度の重点として「教育DXの推進」を掲げております。GIGAスクール構想で整備されたICT環境を土台として、児童生徒の学び方、教職員の働き方の変革に取り組んでいくこととしております。

まず、全ての教育施策の土台となります「未来社会を切り拓く資質・能力を育成する小中一貫教育の創造」と「地域とともにある学校づくり」について説明いたします。プラン最下段をご覧ください。

本市で取り組んでおります9か年の連続性のある「学び」「育ち」を追究した教育活動を通して、「未来社会を切り拓く資質・能力を育成する小中一貫教育の創造」を基盤として据えるとともに、「地域とともにある学校づくり」を前提として、各中学校区で作成する「9年間の教育活動プラン」に基づき、教育課程の更なる充実を図っていくこととしております。

次に、プラン中央部には、基本目標を達成するための3つの柱として、昨年度と同様に「豊かな心」、「確かな学力」、「健やかな体」を掲げ、それぞれの柱を支える教育施策をまとめております。特に、右上最上段の「ICT教育の推進」に掲げておりますが、GIGAスクール構想で整備されたICT環境を土台として、タブレット端末等を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けた学力向上の取組を積極的に進めてまいります。

最後に、主な変更点について説明いたします。右端中ほどの「学校危機管理の徹底」については、「アフターコロナに伴う学校における新たな衛生管理体制の整備」を新たに記載しております。

左端最上段の「キャリア教育の推進」では、学校・地域・社会・企業が連携したキャリア教育である「スチューデント・シティ」及び「ファイナンス・パーク」の推進を新たに記載しております。

左端下段の「生徒指導の充実」については、生徒指導提要の改訂に基づいた「校則の見直し」を新たに記載しております。

これら新しい施策や取組を含め、学校と教育委員会との密な連携の上、取り組んでまいります。

以上、簡単ではございますが、「飯塚市学校教育プラン R5 の策定について」の説明を終わります。

■報告第9号 第2期飯塚市立小・中学校における教職員の働き方改革プランの策定について

〈説明：学校教育課長補佐（吉村浩一）〉

報告第9号「第2期飯塚市立小・中学校における教職員の働き方改革プランの策定について」説明いたします。

議案書33ページをお願いいたします。令和元年12月に策定いたしました「飯塚市立小・中学校における教職員の働き方改革プラン」は、令和元年度の試行期間を経て、令和2年度から4年度までの3年間を計画期間として取組を進めてまいりました。本年度が計画最終年度となるため、新たな基本方針及び取組方針を定めた次期のプランを策定したため報告するものです。

別冊資料として「第2期飯塚市立小・中学校における教職員の働き方改革プラン」と「新旧対照表」の2冊をお示ししております。今回の改定の概要と主な改定内容について、「新旧対象表」に基づき説明させていただきます。なお、改訂版を第2期プランとしておりますので、前回策定のプランは第1期プランとして説明いたします。

まず、全体に係る修正点として、細かな文言の修正に加え、保護者や市民にプランを理解していただくことを意識し、文章を柔らかな表現としております。また、第1期計画期間に既に達成したコラムを一部削除しております。

新旧対照表2ページをお願いいたします。2ページから3ページ上段にかけては、前文にあたる「はじめに」において、まず、令和元年のプラン策定後の社会状況の変化として、新型コロナウイルス感染症の発生、特別な考慮を必要とする子どもの増加や不登校児童生徒数の増加とタブレット端末の配布を記載しております。

中段には、総括的な振り返りとして、第1期計画期間中に教職員の負担軽減に繋がる体制作りを進めてまいりましたが、長時間労働の抜本的な解決に至っていないことを記載しております。

下段には、教師は「子どもの成長に直接関わることができる、魅力や充実感のある仕事」と定義し、多忙化、複雑化する教職員の業務の縮減と適正化を進め、ワーク・ライフ・バランスを確立するための取組を継続して進めることを記載しております。

4ページをお願いいたします。4ページには、過去3年間の国や県の動向について記載しております。国の動向については、勤務時間の上限に関するガイドライン等の国の指針や部活動の地域移行について、県の動向については、令和3年3月に改訂した「教職員の働き方改革取組指針」の内容や目標、具体的な取組について記載しております。

4ページ下段から8ページ中段までは、「2 第1期計画期間の取組実績と課題」として、第1期プラン期間における取組実績と課題を、基本方針別に表形式で整理しております。第1期プランでは、第2章は「飯塚市における教職員の勤務実態」として、プラン策定のため実施した、市内教職員の勤務状況調査結果を掲載していましたが、第1期計画期間3年間において取組を実施しているため、実績と課題を振り返ることが妥当と判断し内容を全面的に変更しております。

第1期計画期間の実績を踏まえ、既に達成、完了したものは削除としておりますが、今後も推進して取組むべきと判断したものについては拡充又は継続としております。また、実績が不十分と思われるものは継続すべきものとして整理しております。

また、8ページ下段から9ページにかけては、取組の結果を表す成果指標として掲げていた4つの項目について、表形式で達成値と、その結果の分析を掲載しております。表を見ていただきますとお分かりのように、残念ながら、いずれの項目についても目標を達成していない状況でございます。

次に、9ページ下段から10ページ中段にかけては、第2期プラン策定の目的を記載しております。「第1期計画期間の取組実績と課題」の整理を踏まえ、本市の教育水準の低下や教育活動の停滞を招かないためにも、働き方を見直し、教師の生活の質の向上により人間性や創造性を高め、効果的な教育活動が行えるように、必要な取組を総合的に進めることとし、第1期プランと同様に2つの策定目的を継続し取組を進めていくことといたしました。

10ページ中段から11ページ上段にかけては、「4 計画期間」として、第2期の計画期間を第1期と同様の3年間、令和5年度から7年度までとしております。

同じく11ページには、「5 成果指標と目標値」として、第1期の目標値がいずれも未達成であったところから、同じ内容の4つの指標を継続し、目標値につきましても、そのまま継続して設定しております。

12ページをお願いいたします。第2期における基本方針と具体的取組については、先ほどご説明いたしました第1期計画期間の取組実績と課題を踏まえ、成果が不十分なものもあることから、第1期と同じ4つの基本方針と15の具体的取組を継続することといたしました。

13ページをお願いいたします。13ページから26ページにかけて、「7 働き方改革に向けた具体的取組」として、4つの基本方針別に取組内容を記載しております。

まず、「基本方針Ⅰ 教職員が担う業務の精査及び適正化」については、国の方針に沿い、専科指導教員の計画的配置を新規に記載し、教員の持ちコマ数軽減に繋げることであります。

14ページをお願いいたします。「Ⅰ-2 運動部活動指導員及び外部指導者の配置」については、取組の方向性③に部活動の地域移行への取組を新規に記載しております。

17ページをお願いいたします。「基本方針Ⅱ 学校を支える体制の構築」の「Ⅱ-1 チーム学校体制の強化」においては、「取組の方向性」の②にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに加え、令和2年度から導入しておりますスクールサポートスタッフを追加し、教職員の業務軽減等を図ることとしてあります。

18ページをお願いいたします。「Ⅱ-2 事務職員の機能強化・学校運営への参画」では、共同学校事務室の設置に向けた取組と年度スケジュールを記載しております。

20ページをお願いいたします。基本方針Ⅲ 教職員の業務改善の「Ⅲ-1 校務支援システムの利活用」において、統合型校務支援システムの導入についての取組とタイムスケジュールを記載しております。統合型支援システムは多くの自治体で導入が進んでおり、校務の効率化を図ることができているため、本市でも導入に向けて本格的に取組むこととしたものです。

21ページをお願いいたします。「Ⅲ-3 学校閉庁の推進」では、学校閉庁日の日数増加の検討を追加し、また、新たに学校電話の音声ガイダンスの導入について調査・研究を進めることを追加しております。

23ページをお願いいたします。「Ⅲ-6 教職員研修の充実と会議の効率化」では、WEB形式、オンデマンド形式での研修実施を活用し、移動時間等の負担軽減を図ることとしてあります。

25 ページをお願いいたします。「IV-1 出退勤管理システムの活用」では、既にシステムの導入はしておりますが、今後はシステムにより客観的に把握した勤務状況を基に時間外勤務削減に取り組むことを記載しております。

26 ページをお願いいたします。26 ページから 27 ページ中段にかけての、第 1 期プランで掲げた「8 重点的に取り組むべき項目」については、先ほど説明いたしました、各基本方針における具体的取組は、いずれも重要であり、優先度をつけることは適当でないと判断し、第 2 期プランでは削除しております。

「8 働き方改革プランの推進について」では、第 2 期プランにおいても、代表校長会メンバーによる「働き方改革検討会」において進捗状況等の確認・評価を行い見直し・改善を図ることといたします。

28 ページをお願いいたします。28 ページから 29 ページにかけての巻末資料は、第 1 期プランを策定する際の資料となりますので削除としております。

第 2 期計画期間においては、ただ今説明いたしました様々な取組を総合的に実施することにより、教職員の勤務環境や勤務状況の改善を図り、働き方改革を進めてまいります。なお、本プランについては、本市の取組についてのご理解、ご協力、ご支援をいただけるように、ホームページへの掲載、概要版を作成し保護者や関係機関等へ配布し周知を図ってまいります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

■報告第10号 心身障がい児(生)の就学等について

《説明：学校教育課長補佐（吉村浩一）》

報告第10号「心身障がい児(生)の就学等について」について、ご説明いたします。

議案書34ページをご覧ください。本案は、心身障がい児(生)の就学等について、飯塚市中心身障がい児(生)就学指導委員会から答申がありましたので報告するものです。

2に記載しておりますように、心身障がい児(生)就学指導委員会は、令和4年8月30日から令和5年2月7日までに、計7回開催しております。

3の答申の概要について説明いたします。答申日は令和5年2月24日、就学指導対象者は総数116名となっております。

内訳は、令和5年度新小学校1年生対象者が65名、令和5年度新中学校1年生対象者が35名、令和5年度その他の学年対象者が16名でございました。

また、審議会の結果につきましては、答申の内容の表中、②から④に記載しております。

以上、簡単ではございますが、報告第10号の説明を終わります。

○大隈委員

④の「令和5年度その他の学年対象者」について質問いたします。「特別支援学級への就学が適当と判断された者」10人、その下の「県立特別支援学校への就学が適当と判断された者」3人、その3人は途中から県立学校に転入するということでしょうか。

○学校教育課長補佐

県立特別支援学校への就学が適当と判断された者3名は、現在特別支援学級に在籍している児童で、就学指導委員会を経て県立特別支援学校への就学が適当と判断された児童になります。

○大隈委員

もしも3年生であれば高校進学なのかなと思ったり、1、2年生であれば転校することになると思うので、

親御さんの納得とかうまくいっているのかなと思って質問させていただきました。それと、通常学級が適当と判断された者3人とありますが、通常学級で配慮が必要な児童がいて、やはりこのまま通常学級で良かったのか、現在特別支援学級にいて通常学級に戻るのか教えていただければと思います。

○学校教育課長補佐

通常学級の就学が適当と判断された者3名は、3名とも現在通常学級に在籍している児童3名で、就学指導委員会の結果、そのまま通常学級への在籍と判断された子ども達となっています。

○大隈委員

やはりこの数字だけでは表れない配慮を要する子どもたちが通常学級にもかなりいると思っております。先生方のご負担も大変かと思えますけども、一人ひとりに合った配慮、学習支援をよろしく願いいたします。

■報告第11号 飯塚市庄内生活体験学校臨時休館日の試行的実施の延長について

《説明：生涯学習課長（安藤孝市）》

報告第11号「飯塚市庄内生活体験学校臨時休館日の試行的実施の延長について」ご報告いたします。議案書の35ページをお願い致します。昨年、令和4年3月25日に開催された第4回教育委員会会議定例会におきまして同様の報告をさせていただきました。その前回の報告では試行的に実施する期間を令和4年4月1日から令和5年3月31日までとしておりました。しかし、当該期間中は新型コロナウイルス感染対策による福岡コロナ特別警報や福岡オミクロン警報が発動されたことに伴い、感染拡大防止に向けたリスク分散として、職場に集中する人員削減の取組、及び予定していた体験活動事業を中止としたため、従前の試行期間中であった令和4年度の臨時休館日設置による影響等の検証を充分に行うことができませんでした。

庄内生活体験学校は、これまで主体的に共同宿泊体験事業として「1泊2日の生活体験合宿」や「6泊7日の通学合宿」を計画してきましたが、令和2年度からは、宿泊を伴う事業を止めており、代わりに宿泊なしの日帰り体験事業を企画し、「生活塾」という名称で実施しております。この「生活塾」事業では、「農作物の植え付け・収穫体験学習」や出水期に備える「防災学習」など、季節に応じて実施が可能な事業を行っております。また、宿泊を伴う事業は止めていましたが、テントを活用して少人数で実施できる感染予防対策を講じた1泊2日の「宿泊体験合宿」は、令和4年度から実施しております。

このように、今後も実施していく「生活塾」、「テントを活用した宿泊体験合宿事業」、そして「6泊7日の通学合宿事業」の企画など、これらは1年間を通した計画の策定と職員配置計画が必要なことから、改めて臨時休館日の試行的実施期間を設け、事業運営や業務に対する影響、利用状況等を検証するものでございます。

試行的実施期間につきましては、令和5年4月1日から令和6年3月31日の1年間としております。試行期間後の対応につきましては、試行期間中の生活体験学校管理運営業務への影響や利用状況を基に分析、検証し、指定管理者と協議を行った上で、令和6年度以降の臨時休館日の取扱いについて判断を致したいと考えております。

なお、休館日の周知方法につきましては、飯塚市ホームページ及び飯塚市庄内生活体験学校ホームページに引き続き掲載し、関係機関等に通知を行ってまいります。

以上、簡単ではございますが報告を終わります。

■報告第12号 飯塚市文化施設活用検討委員会答申について

《説明：文化課長（坂口信治）》

報告第12号「飯塚市文化施設活用検討委員会答申」について報告いたします。

議案書の37ページをお願いします。本件は、「2 諮問」の諮問事項に記載のとおり、嘉穂劇場等文化施設の活用の方策について、令和4年3月23日の第1回の委員会から令和5年1月30日までの8回にわたる協議を経て、とりまとめられた答申書が、令和5年2月17日に教育委員会宛てに提出されたため、報告するものです。

報告第12号別冊資料をご覧ください。「答申書 嘉穂劇場等文化施設の活用の方策に関する事」でございます。2ページをお願いいたします。諮問、嘉穂劇場の地域経済の活性化に寄与する方策として、2ページ後半に黒丸で示しています通り4つの性格を持たせていくこと、また、答申書の3ページには諮問、嘉穂劇場周辺の文化施設や周辺商業施設との連携のための活用方策として、4ページ中段に黒丸で示しております6つの方策を提案いただいております。

委員会では、それぞれ専門のお立場から様々な議論が交わされ、答申に盛り込むことのできなかつた多くのご提案やご指摘がありました。それらについては答申書の6ページ以降にまとめられております。

なお、参考資料として、参考資料編1ページから3ページにかけて、諮問内容、委員構成及び審議経緯を掲載しております。

この答申を踏まえ、早期の再開を待ちのぞむ多くの声に応えられるよう、取り組みを進めてまいります。

以上、簡単ではありますが報告を終わります。

■教育行政について

（継続審議）

○上田委員

以上をもちまして、本日の全ての議題の審議は終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第5回教育委員会会議 定例会を閉会いたします。

なお、次回定例会につきましては、令和5年4月17日（月）14：00からです。